

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1. 実施体制

本計画の基本理念である「みんなで育てる 住み心地のよいまち 摂津」を実現するためには、行政だけでなく、市民をはじめ、自治会、民間事業者、各種業界団体、NPO等が各主体の役割に応じた実践と協働により、施策に取り組んでいくことが重要となります。

#### (1) 行政

市は、まちづくりを進める主体として、市民が安全で快適に暮らせるまちを実現させる役割を担います。そのため、建築部局や都市計画部局だけでなく、福祉部局など府内の連携を図りながら、基本理念の実現に向けて個々の施策の主体となって取り組むとともに、施策の実施状況を包括的に管理し、実行していきます。

市は住宅を建設・選択する主体である住民や民間事業者に直結していることから、市民や民間事業者への各種情報提供や相談機能の充実を図るとともに、市民の自発的なまちづくり活動の立ち上げの時点から支援を行うことで、良好な住宅・まちづくりへの意識の向上を図ります。また、施策の中には、府が主体で、市が市民・事業者の支援の窓口となるものもあることから、府との連携も図っていきます。

施策に取り組むにあたっては、常に市民の需要に対応できているかを検証しながら、地域の実情や社会状況に応じて柔軟に対応していきます。

#### (2) 市民

市民は、住宅を建設・選択する主体として良好な住宅を建設し、まちなみ形成に寄与する役割を担っています。そのためには、市民一人一人の行動が市のまちづくりの一端を担っていることを認識し、住宅やまちづくりに関する知識を深めることが期待されます。

また、地域の安全で快適な暮らしを実現する担い手として、まちづくり活動への積極的な参加が望まれます。

#### (3) 民間事業者・各種業界団体

民間事業者や各種業界団体は、市民への良好な住宅の提供とまちなみの形成に寄与するとともに、住宅提供者として市民の住宅・まちづくりへの意識の向上を図る役割も担っています。そのため、住宅を通して市民の安全・安心の確保や環境への

配慮など、市民の住宅やまちづくりへの需要を的確につかみ、良質な住宅の提供とストック\*の確保、適切な情報の提供と公正な取引が望されます。

各種業界団体に対しては、団体に加入する事業者の指導・啓発の役割を担うことが望れます。

#### (4) 自治会・NPO等

自治会やNPOは、地域住民や市民のコミュニティの形成や安全・安心な暮らしの確保を担っています。そのため、高齢者、障害者、子育て世帯等、行政だけでは対応しきれない多様な需要に対応し、NPOなどがきめ細かく支援していくことが望れます。

## 2. 施策の進行管理

社会・経済状況がめまぐるしく変化する中で、本マスタープランで示した施策を着実に実行するため、進捗状況を定期的に評価・検証し、状況に応じて見直しを図っていきます。

評価・検証にあたっては、基本理念の実現に向けた成果指標を設定し、P D C Aサイクル\*を活用してその進捗状況の把握・評価を行います。本マスタープランの見直しは、計画期間に記載したとおり、必要に応じて見直しを行うものとします。